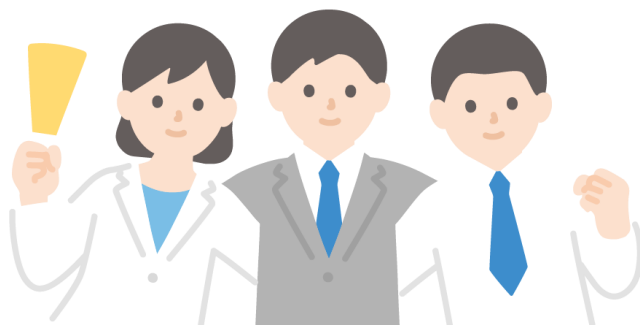


区内中小企業の皆さま  
労働条件や労働環境の  
向上を応援します！

人材の確保・定着で  
経営力強化・安定を実現！！



江戸川区

## 労働環境整備助成金

### ■助成対象事業

①従業員のための職場環境(オフィスや作業場)の物理的環境整備

例 トイレの洋式化、女性用トイレ、更衣室や休憩室の設置

※消耗品(熱中症対策グッズの冷感シートやファン内蔵の作業服など)の購入は対象外

※空調設備を導入する場合は新規設置であり、製造業を主とする事業者のみ対象

②就業規則の作成又は変更

※就業規則の作成・届出の義務がない、従業員10人未満の事業所に関する就業規則のみ対象

### ■助成対象者

区内に本社を有する中小事業者

※①は就業規則が作成されており、かつ社会保険労務士による  
労働条件確認を受けることが要件です

詳しくは裏面をご覧ください

【お問い合わせ】

江戸川区産業経済部経営支援課

相談係(江戸川区役所 東棟1階)

電話 03-5662-0525

助成金

最大 **50万円**

助成対象経費の1/2以内



## 事業名

## 労働環境向上支援助成金

助成金の目的は？

区内中小企業の人手不足解消の支援

対象者は？

区内に本社を有する中小事業者

対象事業や経費は？

人材の確保及び定着を目的として実施する労働環境の整備に要する経費

【1】職場環境の整備に向けて実施する新設、改修等整備事業

申請には**就業規則**の作成が必要です

①労働条件確認書(後述)の作成に要する社会保険労務士への報酬

②区内の事業所を対象とした案件に係る工事費及び設計費

③区内の事業所に設置する設備購入費及び設備リース料

(パソコン等汎用性の高い機器に類するものを除く)

ただし、空調設備の購入費については、区内製造業を主とする事業者が区内の事業所に設置する場合のみ

【2】就業規則の作成又は変更に係る事業

①就業規則の作成又は変更に要する社会保険労務士への委託費用

※就業規則の作成・届出の義務がない、従業員10人未満の事業所に関する就業規則のみ対象

申請タイミングは？

・上記【1】については**取り組み着手前の事前申請※**  
・上記【2】は**取り組み事業完了後の事後申請**

※事後申請の申請可能期間は労基署に就業規則を提出した時点と同一年度内までに限ります。

助成金額は？

上記【1】 最大50万円 対象経費の2分の1以内※

上記【2】 最大10万円 対象経費の2分の1以内

※対象の経費の①「社会保険労務士への報酬」は上限30,000円まで実費算定(50万円の範囲内)

申請方法は？

区ホームページをご確認ください。

- ◆ 申請に必要な様式は区ホームページからダウンロードしてください。
- ◆ 申請方法の詳細、提出書類等、手続きの流れ、Q & Aについて、区ホームページで 必ず ご確認ください。

【実績報告時に労働条件確認書の提出が必要となります】

労働条件確認書について

区が本助成金のために用意した様式(様式は区ホームページからダウンロード可能)となります。

申請者が記載する部分以外に、社会保険労務士へ記載を依頼する部分があります。

社会保険労務士に依頼し労働条件の確認を受けて作成してください。

本助成金の対象経費として、3万円まで本労働条件確認における社会保険労務士への報酬費を算定することが出来ます。上限50万円の枠内であり、別途3万円の助成があるわけではありません。

申請期限は？

2027年3月5日(金)まで